主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人弁護士海野普吉、同竹下甫の上告理由について。

しかし、所論六〇票が、その記載自体からしても、必ずしも、D俊与のDとD垣健一郎の健一郎との混記と解し得られるわけのものではなく、却つて、D俊与という称呼に似ていると云わんよりはD健一郎のそれにより酷似しているものと解するを相当とすべく、従つて、これをD垣健一郎の有効投票と認めた原判決の判断は正当であつて、その解釈に所論の違法ありというを得ない。所論は専ら独自の所見と解すべきであつて、採るを得ない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第一小法廷

夫	潤	飯 坂	下	裁判長裁判官
輔	悠	藤	斎	裁判官
郎	俊	江	λ	裁判官
七	常	木	高	裁判官